

1. 学生生活ガイド

1. 通 学

(1)通学定期券の購入

通学定期券は駅に備え付けの用紙に必要事項を記入し、学生証を添えて購入してください。

- ① 学生証には現住所と通学区間をボールペンで正しく記入してください。通学区間は、現住所の最寄り駅と本学の最寄り駅（柏駅）を結ぶ最短区間でなければいけません。
- ② 通学区間を変更するには大学への届出が必要となります。原則として、現住所の変更以外には通学区間の変更は認められません。通学区間を勝手に変更したり、定期券を他人に貸与したりすることは不正乗車となります。定期券没収のほか、罰金が科せられ、更に定期券発行停止処分を受けることもあります。
- ③ 「通学定期券発行控」の欄が全て埋まってしまった場合は、再発行を申請してください（発行手数料は無料）。

(2)バス回数券

柏駅から本学までの学割バス回数券（阪東バス発行）は、事務局で販売しています。通学区間（柏駅東口～戸張）片道正規料金 150 円のところ、1冊 20 枚つづりで 2,000 円と割安ですので、是非利用してください。

(3)自転車等の申請

自転車等での通学を希望する学生には、盗難・放置及び事故防止のために「自転車通学申請書」等の提出と、「登録済ステッカー」を貼ることを義務付けていますので、必ず事前に手続きをしてください。

	提出書類	ステッカー発行手数料	登録期間
自 転 車 (シノ外自転車を除く)	自転車通学申請書	無 料	申請時から最短 卒業年度末まで
オートバイ	通学車両登録願書 運転免許証（写） 保険証券（写）	500円	

※ 駐輪場を利用する場合は、必ず指定の場所に駐輪してください。

自転車駐輪場	⇒	2号館横・体育館横
オートバイ駐輪場	⇒	図書館裏・体育館横

(4)その他の諸注意

本学は原則として、自動車通学を認めていません。交通事故を防ぐためにオートバイ等もできるだけ使用せず、電車・バス等を利用してください。

大学祭の準備等により、やむを得ず自動車を利用する場合は、必ず事前に学生支援課に申し出て許可を得てください。

《本学周辺の路上駐車禁止》

本学周辺は無余地駐車禁止区域に指定されています。

路上駐車をすると柏警察署からの取り締まり(レッカー車による車の移動や罰金が科せられます)を受けるとともに、近隣住民の方にも大きな迷惑をかけてしまい、本学のイメージを損ねることになります。

なお、違反した場合は、大学での処分の対象とすることもあります。路上駐車は絶対にしないでください。

2. 住所変更等

本人・保護者の住所及び電話番号等の変更、保護者の変更、本人の改姓(名)などは、すぐに学生支援課まで届出てください。

※ 届出を怠ると、大学からの緊急連絡や郵便物が届かなくなり、学生生活に支障をきたしますので、充分注意してください。

3. 学割証

(1)発行について

学割証(学校学生生徒旅客運賃割引証)は、JR線を利用する場合、片道営業キロ100kmを超える乗車券の運賃に対して、2割の割引をする割引証です。

学割証の有効期間は発行から3ヶ月です。夏休み等の長期休業期間等の直前は事務局窓口が混雑しますので、早めに手続きをしてください。代理人による発行依頼は認められません。必ず、本人が大学に来て、手続きをしてください。

※ 電話による依頼にも応じることはできません。

(2)使用上の注意

学割証は、学割証記載の本人以外が使用すると不正使用となり、罰金が科せられ、更に大学全体が学割証発行停止処分を受けることにもなりますので、他人との貸し借りなどの不正使用は、絶対に行わないでください。

4. 学内施設等の利用

(1)教室

学内行事等で教室の利用を希望する場合は、利用日の1週間前までに「施設利用願」を学生支援課に提出し、許可を得てください。ただし、授業及び大学行事が優先されます。

なお、利用の際は机や椅子、マイク等の備品は大切に扱い、また、テープやのりなどで壁に掲示物等を貼り付けることは、壁の汚損の原因となりますので控えてください。

(2)体育館

体育館は、体育授業時間外であれば自由に利用することができます。また、トレーニングルームは指導員の指示に従い、ルールを守って利用してください。ただし、指導員が不在となる授業期間外は、利用できません。

なお、課外活動等で利用を希望する場合は、利用日の1週間前までに「施

設利用願」を学生支援課に提出し、許可を得てください（利用可能な時間は体育館入口に掲示します）。

(3) 学生食堂及び売店

1号館1階に学生食堂と売店があります。営業時間は食堂入口に掲示しますが、学内行事等の関係で変更、休業になる可能性がありますので注意してください。

(4) 学生ホール

学生ホールは1号館1階学生食堂の入口前にあり、授業の空き時間等に学生は自由に利用できます。学生の各クラブからのお知らせ、ボランティア情報、アルバイト情報、提案箱に対する大学からの回答等も掲示されています。

(5) 更衣室及びロッカー

更衣室は着替えを要する授業、及び課外活動等がある場合のみ利用できます。更衣室内にあるロッカーは、鍵の使用はできませんので、教科書や貴重品等の私物は絶対に置かないでください。なお、ロッカーを無料で貸し出す制度もありますので、希望者は、受付期間内に申し込んでください。また、学内にはシャワー室もあります。マナーを守って、清潔に利用してください。

	更衣室	貸し出しロッカー	シャワー室
男子用	体育館横 別棟	2号館2階	更衣室内
女子用	2号館2階	更衣室内	体育館1階

(6) 物品貸出

学内行事等で大学の備品の利用を希望する場合は、利用日の1週間前までに、学生支援課へ申し出てください。貸し出し出来ない備品もありますので、不明な点は早めに確認してください。

(7) その他

本学図書館でのみ使用可能なコピーカード（コピー50枚可能、500円）を図書館カウンターで販売しています。

5. 課外活動等

(1) 課外活動

大学生活で重要な位置を占めるものにクラブ・同好会があります。

また、新しいクラブ等の設立を希望する場合は、学生会を通して学生支援課に「クラブ・同好会設立願」を提出してください。

日本橋学館大学の新しいこれからの歴史は、教職員だけではなく、学生の皆さんと一緒に創っていくものですが、課外活動の中心の一つとなるクラブ活動も当然それに含まれることとなります。卒業した後もOB、OGとして関わりを持ち続けて欲しいのと同時に、是非そのようなクラブに育ててもらえることを期待します。

(2) 全学行事

学事暦に記載されている大学祭などの行事のほかにも、企画しています。その都度、掲示板でお知らせしますので、積極的に参加してください。

6. 喫煙と飲酒

大学構内は、指定場所以外では禁煙です。2号館正面入口右側のみで喫煙が可能です。健康増進法により、受動喫煙の防止が義務付けられていますので、喫煙する場合はマナーを守りましょう。なお、保健室では、希望者に禁煙指導を行っていますので、ぜひ利用してください。

また、大学構内での飲酒も禁止です。法律によって未成年者の喫煙、飲酒は禁止されていることも忘れないでください。

7. 学生相談室

学生生活を送るうえで疑問や悩みが生じることはよくあることです。学生相談室は、大学生活を送るなかで出会う悩みや問題について、よく話をうかがい、一緒に考え、解決の方法を見つけ出していくところです。

学生相談室では、学生生活における不安や悩み、疑問などについて、心理カウンセラー（臨床心理学を専門とする臨床心理士）が相談を受け付けています。

心理カウンセラーは、日常的な相談から心の健康に関わる専門的な相談まで幅広く受け付けています。

1回の相談時間は30分から50分程で、秘密は原則守られますので、安心して相談してください。

気軽に上手に利用して、より充実した学生生活を送りましょう。

- 例：
- ・自分の話をしたい
 - ・自分の自慢をしたい
 - ・愚痴を言いたい
 - ・単位がとれるか不安だ
 - ・就職など将来について悩んでいる
 - ・自分のやりたいことがよくわからない
 - ・親しい友達ができない
 - ・勉強に興味を持てない
 - ・恋愛、友人関係で悩んでいる
 - ・気分が落ち込んでいる など

○ 予約窓口：保健室

※ 原則予約制ですが、空いていれば、その場で受けることも可能です。

8. ハラスメント対応

本学では各種ハラスメントによって、学生の修学上の環境が損なわれたり、そのハラスメントへの対応が原因で、学生が修学上の不利益を受けることのないよう、ハラスメント防止委員会を設置して、ハラスメントの防止に努めています。ハラスメントに起因する問題が生じた場合の苦情や相談の申し立て窓口は、学生支援課又は学生相談室になっていますので、万が一、被害があった場合は相談してください（秘密は厳守します）。

9. その他の諸注意

(1)遺失物及び盗難

① 遺失物

学内で物を拾った時は、落とした人のために学生支援課へ届けてください。

また、物を落とした時は、学生証を提示し、受け取ってください。

遺失物は学生支援課の陳列ケースに保管しますが、期限を過ぎた物は処分します。

② 盗 難

学内で移動する場合は、貴重品を手元から離さないように注意してください。

万が一盗難にあった時は、直ちに学生支援課まで申し出てください。

(2)郵便物等

本学では、学生個人宛の郵便物及び宅配便の荷物は受け付けません。個人宛の郵便物等は、必ず学生自身の住所に送付されるようにしてください。

(3)危機管理

① 悪徳商法

「キャッチセールス」、「アポイントセールス」、「押しつけ商法」、「マルチ商法」、「ワンクリック商法」などの悪徳商法が非常に多く出回っています。相手はこちらが有利になる、得をするとおぼせるような話をうまく持ちかけてきます。電話での簡単な口約束も契約になってしまいます。契約は、個人の責任であることを十分に認識してください。

そこでこのようなことに巻き込まれないよう、以下のことを必ず守ってください。

- ・ 商品購入等の勧誘を受けたら、商品価値や契約内容などについて細かく聞き、契約内容が明確な書面をもらう。また、断る場合は意思表示をはっきりする。
- ・ アンケートにはむやみに応じない。
- ・ 契約は自分だけの判断でせず、家族や友人などにも相談する。
- ・ 簡単に署名、押印はしない。

※ 一定期間内であれば契約の解除ができる「クーリング・オフ制度」という制度もあります。困った時は学生支援課、もしくは千葉県消費者センターへ直接連絡をして相談してください。(TEL047-434-0999)

② 薬物の乱用防止

最近、若者の間に広まり社会問題にもなっていますが、安易に使用すると大学生活はもちろんのこと社会生活も送れなくなる可能性もあります。そのような危険が考えられる場所には近づかないよう十分に注意してください。